

租税条約対象者の方でも、支払金額(免税対象額を含む)等は必ず記載してください。また、摘要欄に免税対象額及び該当条項(日〇租税条約△△条該当)を記載してください。

①～⑩の記入方法は、別紙『給与支払報告書(個人別明細書)の記入方法』をご参照ください。

○ 給与支払報告書（個人別明細書）

※給与支払報告書（個人別明細書）は、一人につき1枚ご提出ください。

⑦

■ 給与支払報告書(個人別明細書)の記入方法

①

給与所得者の令和7年1月1日(中途退職者は、退職時)現在の住所又は居所を確認して記入してください。
なお、住民登録地と異なる場合は、住民登録地をカッコ書きしてください。
※市・県民税は実際の居住地(生活の本拠地)の市町村で課税されます。

②

「個人番号」の欄には、給与の支払を受ける方の12桁の個人番号(マイナンバー)を正確に記入してください。
また、氏名を正確に記入し、「フリガナ」も必ず記入してください。
※受給者番号は桁数を揃えてください。

③

● 「控除対象配偶者」…

控除対象配偶者がある場合は「有」の欄に○印、
「配偶者(特別)控除の額」欄に「380,000円」と記入してください。
控除対象配偶者が70歳以上の場合は「老人」欄に○印、
「配偶者(特別)控除の額」欄に「480,000円」と記入してください。
いずれも、⑤内の「配偶者の合計所得」欄も記入してください。

● 「配偶者特別控除の額」…

配偶者特別控除の場合は控除金額を記入し、
⑤内の「配偶者の合計所得」欄も記入してください。

● 「控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。」「16歳未満扶養親族の数」…

扶養人数を記入してください。
また、「老人」欄の「内」欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を記入してください。
※同居老親等は、本人又は配偶者の直系尊属であって、同居を常況としている方のみ該当します。
(老人ホームに入居している方は同居老親等に該当しません。)

● 「障害者の数(本人を除く。)」…

控除対象配偶者及び扶養親族のうち、障害者の数を記入してください。
また、「特別」欄の「内」欄には、同居特別障害者に該当する控除対象配偶者及び扶養親族の数を
記入してください。
※同居特別障害者は、本人若しくは配偶者又は本人と生計を一にする親族との同居を常況としている方のみ
該当します。
※④(摘要)内には控除対象となる障害者の方の氏名と、障害の種類・等級を記入してください。

● 「非居住者である親族の数」…

控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養親族(16歳未満を含む。)のうち、
国外に居住する者がいる場合にその人数を記入してください。

※ご注意ください

人数の記入がない場合、⑥欄に
氏名の記入があっても反映され
ませんので、該当がある場合は
必ず人数の記入をお願いします。

④

● 年末調整をした場合、定額減税についての記載が必要です。
年末調整未済の場合は、「年調未済」と記載してください。

- ・年調所得税額(年末調整により算出された所得税額で、住宅
借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の
金額)から実際に控除した定額減税額
→「源泉徴収時所得税減税控除済額 □□□円」

- ・年調所得税額から控除しきれなかった金額
→「控除外額 □□□円」
※控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」

- ・合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を
年調減税額の計算に含めた場合
→「非控除対象配偶者減税有」
※同一生計配偶者が障害者控除該当者の場合は「減税有」

● 前職分の給与と合算して年末調整を行った場合には、
摘要欄に前職分の

- ・給与支払金額
- ・社会保険料等の金額
- ・源泉徴収税額
- ・退職年月日
- ・支払者名

を必ず記入してください。

※中途就職の方で、自社分給与のみの報告の場合には、
「前職無し」と記入してください。

● 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上
いる場合、5人目以降の控除対象扶養親族又は16
歳未満の扶養親族の氏名を記入してください。
この場合、氏名の前にはカッコ書きの数字を付し、
「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び
「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の
欄に記入する個人番号との対応関係が分かるように
してください。

- ・16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後
に「(年少)」と記入してください。
- ・5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶
養親族が国外に居住する非居住者である場合には氏
名の後に「(非居住者)」と記入してください。

● 障害者控除の対象となる控除対象配偶者及び扶養親
族がいる場合は、当該控除対象配偶者及び扶養親族
の氏名を摘要欄に記入してください。氏名の後には
「(障害の種類・等級)」を記入してください。

● 普通徴収の場合は、以下の該当する略号(A~F)
を選択し、記入してください。

- A. 退職者又は5月末までの退職予定者
- B. 他の事業主から特別徴収されている者
- C. 給与の支払いがない月がある者
- D. 事業専従者(事業主が個人の場合のみ)
- E. 給与受給者総数が2人以下
- F. 年間の給与支払い金額が93万円以下の者

⑤

- 「生命保険料の金額の内訳」…
「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」、「旧個人年金保険料の金額」にその年中に支払った各種保険料の金額を記入してください。
※「生命保険料の控除額」を計算する際は、**1円未満の端数は切り上げ**てください。
- 「住宅借入金等特別控除の額の内訳」
「住宅借入金等特別控除適用数」…
年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。
なお、適用数が3以上のときには、摘要の欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記入してください。
「住宅借入金等特別控除可能額」…
住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。
「居住開始年月日（1回目、2回目）」
居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記入してください。
「住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）」…
適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。
住… 一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます。）
認… 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増… 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
震… 東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合
※住宅が「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」に該当する場合、区分に応じて「住(特家)」、「認(特家)」、「震(特家)」と記入してください。
※住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合は「(特)」、特別特定取得に該当する場合は「(特特)」、特例特別特例取得に該当する場合は「(特特特)」と併記してください。
「住宅借入金等年末残高（1回目、2回目）」… 住宅借入金等年末残高を記入してください。
☆「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄の記載誤りが多数見受けられます。住民税に影響がある場合がありますので、記載事項について再度確認をお願いします。
- 「配偶者の合計所得」…
配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得を記入してください。
※収入金額ではありませんのでご注意ください。
- 「国民年金保険料等の金額」…
「社会保険料等の金額」の欄の金額に含まれる国民年金保険料等の金額を記入してください。
- 「旧長期損害保険料の金額」…
「地震保険料の控除額」の欄の金額に係るその年中に支払った旧長期損害保険料の金額を記入してください。
- 「基礎控除の額」… 基礎控除額が48万円以外の場合は、記入してください。
- 「所得金額調整控除額」… 所得金額調整控除の適用がある場合は、記入してください。

⑥

「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」、「16歳未満の扶養親族」の氏名・フリガナ・12桁の個人番号（マイナンバー）・区分(国外に居住する場合は○印を記載)を記入してください。

⑦

- 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」…
5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記入してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載したカッコ書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載する氏名等との対になるようにしてください。
- 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」…
5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記入してください。個人番号の前には「摘要」の欄に記入した氏名等の前に記載したカッコ書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載する氏名等との対になるようにしてください。

⑧

給与所得者本人が該当する場合は、○印を記入してください。

⑨

給与所得者本人の生年月日を必ず記入してください。

⑩

給与支払者の法人番号を記入してください。